

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	群馬県立県民健康科学大学
設置者名	群馬県公立大学法人

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
看護学部	看護学科	夜・通信	17		117	134	13	
		夜・通信						
診療放射線学部	診療放射線学科	夜・通信			124	141	13	
		夜・通信						
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学務システムのwebシラバスから抽出表示が可能(次のURLから学部を選択し、「実務経験ある教員担当している」にチェックを入れて検索：
https://portal.gpwu.ac.jp/pt_webk/syllabus/se0010.aspx?me=EU&opi=mt0010)

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	群馬県立県民健康科学大学
設置者名	群馬県公立大学法人

1. 理事（役員）名簿の公表方法

弊法人ホームページ (<https://www.gpwu.ac.jp/gppuc/exec/>) に掲載

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
常勤	群馬県職員	R8. 4. 1～ R10. 3. 31	財務担当、設置自治 体との調整
非常勤	商工団体名誉会頭	R8. 4. 1～ R10. 3. 31	地域連携等
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	群馬県立県民健康科学大学
設置者名	群馬県公立大学法人

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>【授業計画の作成過程 (2026年度版)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教務学生委員長から全科目責任者あてに原稿作成・Web入力を依頼し、事務局にて最終入力期限までに全科目入力済であることを確認し、3月下旬にWeb公開した。 ・依頼時には、「シラバス作成における留意事項」を添付し、各項目の記入方法について詳細に示すことで内容や形式の統一化を図った。 ・また、初稿の段階で各学部教務部会によるシラバスチェックを行い、必要に応じて科目責任者に修正を依頼した。 <p>【授業計画の作成・公表時期 (2026年度版)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月下旬：科目責任者あて原稿作成依頼 ・12月下旬：原稿取りまとめ ・1月中：シラバスチェック ・2月初旬から3月中旬：修正入力 ・3月中旬：最終入力期限 ・3月下旬：Web公開 	
授業計画書の公表方法	<p>Webシラバス (学外者も閲覧可能)</p> <p>(https://portal.gpwu.ac.jp/pt_webk/syllabus/se0010.aspx?me=EU&opi=mt0010)</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>【単位授与】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学として「成績評価ガイドライン」を策定・運用することにより、厳格かつ適正な単位授与を実施している。 <p>【単位認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間の履修上限単位数を設定 (成績優秀者の上限緩和措置あり) しているほか、学部ごとに実習科目の履修要件を定めて適切な履修認定を実施している。 <p>【学習意欲の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度後期より、学生の出欠管理システムを導入。 	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

・学内規程にてGPAの算出方法を規定し、セメスターGPAと累積GPAを成績通知書等に記載している。

・GP、セメスターGPA及び累積GPAの算出式は、次のとおり。

(1) GP

成績	GP
A	4
B	3
C	2
D	1
F	0

(2) セメスターGPA

(当該学期において履修した各授業科目の単位数×各授業科目のGP) の和

セメスターGPA = $\frac{\text{当該学期において履修した各授業科目の単位数の和}}{\text{当該学期において履修した各授業科目の単位数の和}}$

※少数第2位を四捨五入

(3) 累積GPA

(全ての学期において履修した各授業科目の単位数×各授業科目のGP) の和

累積GPA = $\frac{\text{全ての学期において履修した各授業科目の単位数の和}}{\text{全ての学期において履修した各授業科目の単位数の和}}$

※少数第2位を四捨五入

客観的な指標の
算出方法の公表方法

算出方法が記載された学内規程を学生便覧（大学窓口で配布）及び大学ホームページに掲載
(<https://www.gchs.ac.jp/campuslife/clguide/handbook>)

<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>・学部ごとにディプロマポリシーを策定・運用するとともに、学生の修得単位数等を踏まえて適切に卒業を認定している。</p> <p>【看護学部ディプロマポリシー】</p> <p>看護学部の教育目的は、本学の存在する群馬県の県民をはじめ、様々な地域に生活する多様な人々の生涯にわたる健康水準の維持、向上に貢献する方法を学び、豊かな人間性を培い、変動する社会の中で個々の役割を担いながら、自然と共生し独自の文化を育み生活する人間に対する理解と関心を深めることである。また、科学的根拠に裏付けられた専門的知識・技術並びに高い倫理的判断力を身につけ、常に対象の人間としての尊厳を維持しながら、より質の高い看護を提供する保健医療専門職を養成することである。</p> <p>卒業に際して、カリキュラムポリシーが定める特性を学生が身につけたかを卒業要件及び取得単位で判定し、学位を授与する。</p> <p>以下に看護学部学生が卒業までに身につけるべき内容を示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 群馬県内をはじめ、様々な地域における保健医療チームの一員として専門性を発揮し、責務を全うするため、以下の基礎的能力を身につける。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 対象の個別性に応じて看護技術を提供する能力 (2) あらゆる職種において発揮可能な初歩的管理能力 (3) 対象の様々な健康状態に精通し、常にその維持増進を図る能力 (4) あらゆる職域において心理・教育的支援を提供する能力 (5) 対象の健康状態の正常・異常を査定する能力 2. 対象の人間としての尊厳を維持しながら、科学的根拠に基づく看護を展開するための基礎的能力を持つ。 3. 人間の生涯とその生活及び健康状態における普遍性と多様性に強い関心と深い理解を示す。 4. 群馬県民をはじめ様々な地域に生活する人々の健康維持・促進に対する強い使命感と高い倫理性を持つ。 5. 人種、民族、年齢、性別等の異なるあらゆる対象の福祉に貢献する看護職者としての責務を自覚し、行動する。 6. 科学及び学術の価値を確信し、研究成果を活用した看護に意義を見いだす。 <p>【診療放射線学部ディプロマポリシー】</p> <p>本学は、大学の基本理念及び教育目標を実現するために、カリキュラムポリシーを定めている。体系的な学部カリキュラムを通して、豊かな教養、医学及び理工学に関する高度な専門的知識、人間に対する深い理解とコミュニケーション能力を備えた保健医療専門職を養成している。卒業に際して、カリキュラムポリシーが定める特性を学生が身につけたかを卒業要件及び取得単位で判定し、学位を授与する。</p> <p>以下に診療放射線学部学生が卒業までに身につけるべき内容を示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 幅広い教養、国際性、倫理観、コミュニケーション能力を修得することで、人間及び人類文化、並びに群馬県及び県民に対する理解を深めることができる。 2. 人間の発達と健康に関する医学・生命科学的知識、放射線科学現象と技術に関する理工学的知識を修得し、あわせて専門的態度を身につけることができる。 3. 診療放射線技術、画像診断、診療画像技術、医療画像情報、核医学検査技術、放射線治療技術、放射線管理計測に関する専門的知識を修得するとともに、診療放射線技師の役割と態度についての理解を深め、保健医療専門職の一員としてチーム医療を通して社会に貢献できる。 	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	<p>学生便覧（大学窓口で配布）及び大学ホームページ</p> <p>https://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/admissionpolicy-2</p>

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	群馬県立県民健康科学大学
設置者名	群馬県公立大学法人

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	弊法人ホームページに掲載 (https://www.gpwu.ac.jp/gppuc/finance/)
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	※財産目録は作成対象外
事業報告書	
監事による監査報告(書)	

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	
中長期計画(名称: 群馬県公立大学法人第二期中期計画)	対象年度: 令和6~令和11年度)
公表方法: 法人ホームページ	(https://www.gpwu.ac.jp/gppuc/exec/) 掲載

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: 大学ホームページ 自己点検・評価 群馬県立県民健康科学大学

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法: 大学ホームページ 認証評価結果 群馬県立県民健康科学大学
--

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 看護学部、診療放射線学部
教育研究上の目的（公表方法：教育研究上の目的（公表方法：教育研究上の目的（公表方法：学生便覧（大学窓口で配布）及び大学ホームページ https://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/philosophy ）
（概要） 建学の基本理念 豊かな人間性と専門的な知識・技術に加え、人間としての尊厳を重んじ、様々な側面から保健医療を考え、自立して判断し行動することができる保健医療専門職を養成するとともに、研究成果を地域に還元し、県民の保健・医療・福祉環境の更なる向上に寄与する。 大学の目的 群馬県立県民健康科学大学は、保健医療に関する高度な知識と技術を教授研究し、高い教養と豊かな人間性を持つ保健医療専門職者を養成するとともに、研究成果を地域に還元することにより、県民の保健、医療及び福祉サービスの向上に寄与することを目的とする。 大学の基本目標 群馬県立県民健康科学大学は、看護学及び診療放射線学に関する理論及び応用を教授研究する。保健師、看護師、診療放射線技師、ならびに保健医療の指導者、教育者、研究者を育成する。学術研究の発展をはかりその研究成果を地域へ還元する。これらを通じて、県民の保健医療福祉の向上ならびに看護学及び診療放射線学の発展に貢献する。 教育の目標 1. 学部教育においては、保健医療に関する専門的知識・技術と実践的能力を身につけた地域の保健医療福祉を支える保健師、看護師、診療放射線技師を育成する。 2. 大学院教育においては、地域の要請に応えうる高度な専門的知識・技術と実践的能力を身につけた保健医療の指導者、創造性と実践力を併せ持つ教育者・研究者を育成する。 3. 学部・大学院教育を通じて、幅広い教養、科学的かつ柔軟な思考力、主体的な問題解決能力、他者と協働できる適切なコミュニケーション能力を有し、人々の健康維持・促進に対する強い使命感と高い倫理観を兼ね備えた人材を育成する。 研究の目標 全学的な研究水準の向上に取り組み、保健医療分野をリードする知の創造の拠点としての機能を高める。地域保健医療の課題解決に向けた実践的研究を推進するとともに、国際的・学際的な視野に立つ特色のある基礎研究・応用研究を推進する。 社会貢献の目標 県立の保健医療系大学として求められる役割を果たすため、地域の保健医療の発展を担う人材の育成、地域の課題解決に資する取組の強化、諸機関との多様な連携や共同研究の推進、公開講座等の研究成果の地域への還元などに積極的かつ組織的に取り組む。
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法：学生便覧(大学窓口で配布)及び大学ホームページ https://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/admissionpolicy-2

(概要) ※再掲

【看護学部ディプロマポリシー】

看護学部の教育目的は、本学の存在する群馬県の県民をはじめ、様々な地域に生活する多様な人々の生涯にわたる健康水準の維持、向上に貢献する方法を学び、豊かな人間性を培い、変動する社会の中で個々の役割を担いながら、自然と共生し独自の文化を育み生活する人間に対する理解と関心を深めることである。また、科学的根拠に裏付けられた専門的知識・技術並びに高い倫理的判断力を身につけ、常に対象の人間としての尊厳を維持しながら、より質の高い看護を提供する保健医療専門職を養成することである。

卒業に際して、カリキュラムポリシーが定める特性を学生が身につけたかを卒業要件及び取得単位で判定し、学位を授与する。

以下に看護学部学生が卒業までに身につけるべき内容を示す。

1. 群馬県内をはじめ、様々な地域における保健医療チームの一員として専門性を発揮し、責務を全うするため、以下の基礎的能力を身につける。

- (1) 対象の個別性に応じて看護技術を提供する能力
- (2) あらゆる職種において発揮可能な初歩的管理能力
- (3) 対象の様々な健康状態に精通し、常にその維持増進を図る能力
- (4) あらゆる職域において心理・教育的支援を提供する能力
- (5) 対象の健康状態の正常・異常を査定する能力

2. 対象の人間としての尊厳を維持しながら、科学的根拠に基づく看護を展開するための基礎的能力を持つ。

3. 人間の生涯とその生活及び健康状態における普遍性と多様性に強い関心と深い理解を示す。

4. 群馬県民をはじめ様々な地域に生活する人々の健康維持・促進に対する強い使命感と高い倫理性を持つ。

5. 人種、民族、年齢、性別等の異なるあらゆる対象の福祉に貢献する看護職者としての責務を自覚し、行動する。

6. 科学及び学術の価値を確信し、研究成果を活用した看護に意義を見いだす。

【診療放射線学部ディプロマポリシー】

本学は、大学の基本理念及び教育目標を実現するために、カリキュラムポリシーを定めている。体系的な学部カリキュラムを通して、豊かな教養、医学及び理工学に関する高度な専門的知識、人間に対する深い理解とコミュニケーション能力を備えた保健医療専門職を養成している。卒業に際して、カリキュラムポリシーが定める特性を学生が身につけたかを卒業要件及び取得単位で判定し、学位を授与する。

以下に診療放射線学部学生が卒業までに身につけるべき内容を示す。

1. 幅広い教養、国際性、倫理観、コミュニケーション能力を修得することで、人間及び人類文化、並びに群馬県及び県民に対する理解を深めることができる。

2. 人間の発達と健康に関する医学・生命科学的知識、放射線科学現象と技術に関する理工学的知識を修得し、あわせて専門的態度を身につけることができる。

3. 診療放射線技術、画像診断、診療画像技術、医療画像情報、核医学検査技術、放射線治療技術、放射線管理計測に関する専門的知識を修得するとともに、診療放射線技師の役割と態度についての理解を深め、保健医療専門職の一員としてチーム医療を通して社会に貢献できる。

教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：同上）

(概要)

【看護学部カリキュラムポリシー】

本学のカリキュラムは、対象の人間としての尊厳を維持しながら、科学的根拠に基づいた実践を提供するために必要な基礎的能力の修得を支える「教養教育科目」を置く。

同時に、保健医療専門職としての専門性発揮への準備を整えるために「専門基礎科目」、各学部独自の専門的知識・技術の修得を目指す「専門科目」、保健医療専門職として2学部共通して必要となる知識・技術・態度の修得を目指す「保健医療専門職共通専門科目」を置く。これらの学科目が、学年進行に伴い系統的に学習できるように編成する。

以下に看護学部のカリキュラムポリシーを示す。

1. 専門職業人としての高度な知識と技術を修得する前段階として、人間としてより豊かに成長・発達する基盤を獲得することを重視する科目として、教養教育科目4学科目群、34科目を配置する。
2. 看護学視点から人間の健康と環境及び生涯発達を理解するための基盤並びに看護専門職者として対象と相互行為を展開する基盤を育成するための科目として、専門基礎科目3学科目群を配置する。
3. 看護職者の実践を支える専門的知識・技術を学ぶ科目として、これまで体系化されてきた看護学の専門領域を4領域に統合再編成し、専門科目4学科目群を配置する。
4. 看護学部、診療放射線学部の各専門性を超え保健医療専門職として求められる知識・技術・態度を学ぶための科目として、保健医療専門職共通専門科目を配置する。

【診療放射線学部カリキュラムポリシー】

本学のカリキュラムポリシーは、大学の基本理念である「豊かな人間性と専門的な知識・技術に加え、人間としての尊厳を重んじ、様々な側面から保健医療を考え、自立して判断し行動することができる保健医療専門職を養成するとともに、研究成果を地域に還元し、県民の保健・医療・福祉環境の更なる向上に寄与する」ことを実現するため、「教養教育科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」を段階的に配置した体系的カリキュラムとして構築している。

以下に診療放射線学部のカリキュラムポリシーを示す。

1. 教養教育科目の学修を通して、人間及び人類文化を理解するための幅広い教養、国際性、倫理観、コミュニケーション能力を修得するとともに、群馬県及び県民に対する理解を深める。
2. 専門基礎科目の学修を通して、人間の発達と健康に関する医学・生命科学的知識、放射線科学現象と技術に関する理工学的知識を修得し、あわせて専門的態度を身につける。
3. 専門科目の学修を通して、診療放射線技術、画像診断、診療画像技術、医療画像情報、核医学検査技術、放射線治療技術、放射線管理計測に関する専門的知識を修得するとともに、診療放射線技師の役割と態度についての理解を深め、保健医療専門職の一員としてチーム医療を通して社会に貢献するための基礎を学ぶ。

入学者の受入れに関する方針（公表方法：同上）

（概要）

群馬県立県民健康科学大学では、大学の理念・目的を達成するために、次のような学生を求めています。

1. 豊かな人間性を培い、人間への深い関心と理解を示す人
2. 自立を目指し、自ら学ぶ姿勢を持つ人
3. 他者との関わりを通して成長できる人
4. 保健医療専門職を目指す者として、専門的知識や技術の獲得に意欲を示す人

<看護学部>

1. 人間と環境に興味を持ち、人々の健康維持、増進に役立つことを希望する人
2. 人とのかかわりを大切にし、思いやる心と倫理観を持つ人
3. 論理的な思考及び柔軟な発想により、自ら見出した課題や問題に取り組む意欲と探究心を持つ人
4. さまざまな人々と関係を築き、交流できるコミュニケーション能力を持つ人
5. 保健医療専門職と協働して学ぶ姿勢を持つ人
6. 看護学に関心をもち、専門的知識や技術の修得を通して地域社会及び国際社会への貢献を目指す意欲を持つ人

<診療放射線学部>

1. 診療放射線学を学ぶ明確な目的と強い意欲を持つ人
2. 診療放射線学を学ぶために必要な基礎学力、論理的思考力、判断力、表現力を持つ人
3. 知的好奇心と探究心を持ち、専門性と幅広い教養を身につける努力ができる人
4. 多様な意見を尊重し、他者と協働して課題解決に取り組めるコミュニケーション能力とリーダーシップ、倫理観を持つ人

5. 診療放射線学の学問的な発展を通して地域社会及び国際社会への貢献を目指す人

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：大学ホームページ

<https://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/establishmentuniv>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）

学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
—	1人	—					1人
看護学部	—	11人	8人	23人	4人	0人	46人
診療放射線学部	—	9人	8人	2人	2人	1人	22人

b. 教員数（兼務者）

学長・副学長	学長・副学長以外の教員	計
0人	61人	61人

各教員の有する学位及び業績（教員データベース等） 公表方法：大学ホームページ（[群馬県立県民健康科学大学 \(gchs.ac.jp\)](http://www.gchs.ac.jp)）

c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）

- FD部会長会議：5回開催
（検討内容）①学生による授業評価②授業評価結果報告書③FD研修会 等
- FD研修会：2回開催
①令和7年9月11日「医療系大学における障害のある学生への修学支援～合理的配慮を中心に～」
②令和8年3月18日「大学院博士前期課程のDP修正のプロセスとカリキュラムの再編」

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等

学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
看護学部	80人	82人	102.5%	320人	329人	102.8%	人	人
診療放射線学部	35人	36人	102.9%	140人	143人	102.1%	人	人
合計	115人	118人	102.6%	460人	472人	102.6%	人	人

(備考)

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
看護学部	81人 (100%)	3人 (3.7%)	77人 (95.1%)	1人 (1.2%)
診療放射線学部	37人 (100%)	2人 (5.4%)	35人 (94.6%)	0人 (0%)
合計	118人 (100%)	5人 (4.2%)	112人 (94.9%)	1人 (0.9%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項) 国立病院、都道府県立・市町村立病院、公的・社会保険関係や医療法人が設置する病院				
(備考) その他：診療放射線技師以外の職に就いた者就職かつ進学した者は、就職者数に計上				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数 (任意記載事項)					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<p>(概要) ※再掲</p> <p>【授業計画の作成過程 (2026年度版)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教務学生委員長から全科目責任者あてに原稿作成・Web入力を依頼し、事務局にて最終入力期限までに全科目入力済であることを確認し、3月下旬にWeb公開した。 ・依頼時には、「シラバス作成における留意事項」を添付し、各項目の記入方法について詳細に示すことで内容や形式の統一化を図った。 ・また、初稿の段階で各学部教務部会によるシラバスチェックを行い、必要に応じて科目責任者に修正を依頼した。 <p>【授業計画の作成・公表時期 (2026年度版)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月下旬：科目責任者あて原稿作成依頼 ・12月下旬：原稿取りまとめ ・1月中：シラバスチェック ・2月初旬から3月中旬：修正入力 ・3月中旬：最終入力期限 ・3月下旬：Web公開

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

<p>(概要) ※一部再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学として「成績評価ガイドライン」を策定・運用することにより、厳格かつ適正な単位授与を実施している。 ・学内規程にて GPA の算出方法を規定し、 Semester GPA と累積 GPA を成績通知書等に記載している。 ・学部ごとにディプロマポリシーを策定・運用するとともに、学生の修得単位数等を踏まえて適切に卒業を認定している。 				
学部名	学科名	卒業又は修了に必要な単位数	GPA制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
看護学部	看護学科	126 単位	④・無	年間 49 単位 (成績優秀者は 54 単位)
		単位	有・無	単位
診療放射線学部	診療放射線学科	126 単位	④・無	年間 49 単位 (成績優秀者は 54 単位) 単位
		単位	有・無	単位
GPAの活用状況 (任意記載事項)		公表方法: 算出方法が記載された学内規程を学生便覧 (大学窓口で配布) 及び大学ホームページに掲載 (https://www.gchs.ac.jp/campuslife/clguide/handbook)		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法:		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<p>公表方法: 大学ホームページ</p> <p>https://www.gchs.ac.jp/campuslife/clguide/facilityusage</p> <p>https://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/facilities</p>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考 (任意記載事項)
看護学部	看護学科	535,800 円	県内 141,000 円 県外 282,000 円	円	
		円	円	円	
診療放射線学部	診療放射線学科	535,800 円	県内 141,000 円 県外 282,000 円	円	
		円	円	円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
(概要) 専任教員をカリキュラム・アドバイザーとして配置し、学生の履修登録の際に担当学生と個別面談を行い、単位履修状況の確認や助言、基礎学力の定着に向けた支援が必要な学生に対するアドバイス等を行っている。
b. 進路選択に係る支援に関する取組
(概要) 学部の下部組織に「キャリア形成支援室」がおかれ、専任教員及び担当職員による求人情報提供、キャリアガイダンス、面接対策講座、進学、資格取得への支援を行っている。
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
(概要) 学生健康相談室を設置し、保健師による健康相談 (随時・メール) 教員による学生相談、臨床心理士の資格を持つ精神保健相談員による相談 (月 4 回・1 人 1 時間程度・予約制) を行っている。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：法人ホームページ (実務実績報告書) https://www.gpwu.ac.jp/gppuc/plan/
--

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	F110210101757
学校名 (〇〇大学 等)	群馬県立県民健康科学大学
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	群馬県公立大学法人

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		143人（98）人	127人（85）人	270人（183）人
内 訳	第Ⅰ区分	33人	31人	
	（うち多子世帯）	-	-	
	第Ⅱ区分	21人	13人	
	（うち多子世帯）	-	-	
	第Ⅲ区分	-	11人	
	（うち多子世帯）	-	-	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	16人	11人	
	区分外（多子世帯）	68人	61人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				270人（183）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。